

件名：定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置の公表

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第6号

定期監査、財政的援助団体等監査及び行政監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、知事から通知があったので、別冊のとおり公表する。ただし、別冊は、省略し、インターネットの利用により公表する。

令和6年6月28日

沖縄県監査委員 安 慶 名 均
沖縄県監査委員 新 垣 真 秀

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

<財務・事務に関する事項>

(令和3年度監査結果報告分)

【商工労働部】

1 備品貸付けの手續が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

使用場所として外部機関等が登記されている備品99点(取得価格111,272,961円)の貸付けの手續が確認できなかった。(産業政策課)

(2) 講じた措置の内容

沖縄県財務規則(昭和47年沖縄県規則第12号)に基づき、当該備品のうち、現存していない物は亡失手續を、使用が可能な物は譲与の手續又は所管換えの手續を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【土木建築部】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

港湾施設使用料(宜野湾港マリーナ)について、納入期限到来後11か月以上経過しているが督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあつた。(中部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

督促状を発行するとともに滞納整理票を作成した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【教育庁】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

住居手当の過払いによる返納について、納入期限到来後6か月以上督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていなかった。(中頭教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

督促状を発行するとともに滞納整理票を作成した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

(令和4年度監査結果報告分)

【各部局共通】

1 調定又は納入通知書の発行が遅延していたもの

(1) 指摘の内容

調定又は納入通知書の発行が遅れたことにより収納が遅延しているものがあつた。

- ・土木建築部(北部土木事務所、中部土木事務所、南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 支出負担行為の時期が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約を締結するときは、支出負担行為を行う必要があるが、これが大幅に遅れているもの、契約期間終了後に行っているものがあつた。

- ・企画部(地域・離島課)
- ・環境部(自然保護課、環境整備課)
- ・保健医療部(保健医療総務課、感染症総務課、感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課)
- ・農林水産部(農政経済課)
- ・商工労働部(アジア経済戦略課、企業立地推進課、労働政策課)
- ・文化観光スポーツ部(観光政策課、観光振興課、交流推進課)
- ・土木建築部(技術・建設業課)
- ・教育庁(教育支援課)
- ・警察本部(宮古島警察署)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 支出負担行為に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 財務規則において出納機関への合議が必要とされる支出負担行為について、合議がなされていないものや大幅に遅れているものがあった。

- ・総務部（財政課）
- ・環境部（環境再生課）
- ・子ども生活福祉部（青少年・子ども家庭課）
- ・農林水産部（村づくり計画課）
- ・土木建築部（技術・建設業課）

イ 業務委託や工事の契約に係る支出負担行為の決裁を受けていないものがあった。

- ・病院事業局（中部病院、南部医療センター・こども医療センター、八重山病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第19号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 予定価格に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 執行予定額が1件100万円以上の予算執行伺において、予定価格調書を作成していないものがあった。

- ・子ども生活福祉部（中央児童相談所）

イ 予定価格を過大に積算したため、本来落札者となるべき事業者とは異なる事業者と契約を締結しているものがあった。

- ・農林水産部（北部農林水産振興センター森林整備保全課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 契約事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 見積書の徴取数が適正でないものがあった。

- ・総務部（コザ県税事務所）
- ・保健医療部（感染症医療確保課）
- ・病院事業局（中部病院）
- ・教育庁（沖縄水産高等学校）

イ 合理的な理由もなく分割して随意契約を締結しているものがあった。

- ・教育庁（八重山農林高等学校）

ウ 入札手続を行う必要がある燃料供給契約について、随意契約により契約を締結しているものがあった。

- ・教育庁（宮古総合実業高等学校）

エ 予定価格を上回る金額で契約を締結しているものがあった。

- ・教育庁（中部農林高等学校）

オ 工事の変更契約の締結に関連する軽微な設計変更が生じた場合に必要となる設計変更打合せ簿の作成手続が適正でないものがあった。

- ・農林水産部（中部農林土木事務所）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 契約に定める手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

事業計画書が提出されていないものがあった。

- ・子ども生活福祉部（消費・くらし安全課）
- ・文化観光スポーツ部（観光振興課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 公有財産台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 工事により取得した財産について、公有財産台帳への登載が行われていないものがあった。

- ・商工労働部（企業立地推進課）
- ・文化観光スポーツ部（スポーツ振興課）
- ・土木建築部（都市公園課）

イ 改修工事に伴う財産について、公有財産台帳への登載価格が誤っているものがあった。

- ・総務部（総務私学課）
- ・子ども生活福祉部（コザ児童相談所）
- ・農林水産部（農業研究センター名護支所）

ウ 公有財産台帳に工作物等の登載価格を誤って3桁多く登載しているものがあった。

- ・子ども生活福祉部（女性力・平和推進課）
- ・文化観光スポーツ部（空手振興課）

(2) 講じた措置の内容

公有財産台帳への登載や価格の訂正等を行った。指摘後、沖縄県公有財産規則（平成元年沖縄県規則第40号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 備品の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 重要備品が所在不明のものがあった。

- ・農林水産部（糖業農産課、農業研究センター名護支所）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課）
- ・教育庁（生涯学習振興課）

イ 耐用年数を経過していない備品が所在不明を理由に亡失処理されているものがあった。

- ・保健医療部（保健医療総務課）

(2) 講じた措置の内容

当該備品の所在を確認したところ、現存している物は所在を特定するとともに、現存していない物は亡失手続を、使用に耐えない物は処分手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

9 勤務管理等が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員の勤務実態が、労働条件通知書と異なっているものがあった。

- ・保健医療部（中部保健所）
- ・農林水産部（病虫害防除技術センター）
- ・土木建築部（都市計画・モノレール課）

(2) 講じた措置の内容

労働条件通知書に記載された勤務条件どおりの勤務実態に改めるとともに、報酬の不足分については支給の処理を行った。指摘後、労働基準法（昭和22年法律第49号）、会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年沖縄県条例第42号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【知事公室】

1 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

沖縄県次期防災情報システム構築業務で取得した備品について、備品台帳への登記が行われていないものがあつた。
(防災危機管理課)

(2) 講じた措置の内容

備品台帳への登記を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【総務部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあつた。

ア 県税	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収入率	(円、%)
令和4年度	148,776,586,744	146,477,189,855	107,201,739	2,194,316,638	98.5	
令和3年度	142,107,939,780	140,242,983,958	121,778,597	1,756,846,368	98.7	
対前年度比	104.7	104.4	88.0	124.9	—	

(税務課、各県税事務所、自動車税事務所並びに宮古及び八重山事務所県税課)

イ 土地貸付料(一般会計)

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	(管財課)
41,678,459円	5.8%	△6.2%	

ウ 土地貸付料(所有者不明土地管理特別会計)

収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	(管財課)
5,632,344円	20.4%	1.5%	

(2) 講じた措置の内容

ア 県民の納期内納付の促進のための広報活動や滞納処分の強化、滞納者の実情に即した滞納整理を図ることにより、収入未済額の縮減に努めている。

なお、県税収入未済額の67.4パーセントを占める個人県民税について、以下のとおり徴収対策を実施している。

(7) 県税事務所等の所管区域ごとに運営されている個人住民税徴収対策協議会を通して市町村との緊密な連携を図っている。

(4) 県税事務所等の所管市町村について、必要な場合は、県職員の併任発令、実務研修生の受入れ、共同催告などの支援、県と市町村の合同公売を行っている。

(6) 沖縄県市町村税徴収対策支援本部及び各市町村と連携し、県税市町村税徴収強化月間を設定し自主納付及び納期内納付の促進を図っている。

(5) その他、市町村職員への滞納処分の実務指導や研修会を開催して、知識の蓄積に努めている。

イ 土地貸付料(一般会計)について、引き続き債権回収会社へ委託するとともに、滞納者に対する催告及び納入指導を実施している。今後も、滞納者等への督促等を図ることにより、収入未済額の縮減に努める。

ウ 土地貸付料(所有者不明土地管理特別会計)について、住所不明者に対しては、現住所の追跡調査を実施するとともに、新たな滞納者に対しては随時訪問による納入指導を行っている。

2 収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

令和4年6月13日に窓口において収納した現金が現金出納簿等の金額を10,000円超過していた。
(名護県税事務所)

(2) 講じた措置の内容

誤納付した者が不明なため、当該現金は金融機関において保管し、返還ができる体制を整えた。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 支出負担行為の合議の審査が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

委託契約に係る支出負担行為について、所属年度等の審査が適正に行われていなかったことから、

繰越明許費に係る補正予算成立前に契約が締結されているものがあった。(宮古事務所総務課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

再任用職員の雇用保険加入手続が漏れていたため行った雇用保険被保険者資格の遡及取得手続において、追徴金を含めて社会保険料を支払っていた。(自治研修所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、雇用保険法(昭和49年法律第116号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 公印の用途が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

公印を私的団体の預金口座の届出印として使用していた。(名護県税事務所)

(2) 講じた措置の内容

預金口座の届出印の変更手続を行った。指摘後、沖縄県公印規程(昭和47年沖縄県訓令第17号)に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 消防法に基づく防火管理体制が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

消防の立入検査結果において、消防法(昭和23年法律第186号)第36条に基づき防災管理が特に必要な建築物において年1回実施する必要がある本庁舎の防災管理点検及び報告について、平成29年6月以降なされていない旨の指摘を受けていた。(管財課)

(2) 講じた措置の内容

令和5年3月に防災管理点検を実施し、所轄消防署長に報告を行う等、消防法等に基づく適正な防災管理に努めている。

【環境部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
行政代執行に係る求償費用	83,609,944円	98.3%	△1.7%	(環境整備課)

(2) 講じた措置の内容

行政代執行に係る求償費用について、納付対象者への催告書の送付、金融機関等への財産調査を行うとともに、差押債権の取立てを行った。令和5年度において、8,758円を回収した。

【子ども生活福祉部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が前年度より増加又は多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
ア 生活保護費返還金	199,198,545円	58.2%	7.7%	(保護・援護課並びに北部、中部、南部及び八重山福祉事務所)
イ 母子父子寡婦福祉資金 貸付金元利収入	83,837,659円	41.8%	△4.8%	(青少年・子ども家庭課及び各福祉事務所)
ウ 児童福祉施設負担金	40,414,827円	74.9%	19.3%	(青少年・子ども家庭課、障害福祉課、各福祉事務所及び各児童相談所)
エ 心身障害者扶養共済事業負担金	16,682,020円	75.1%	0.02%	(障害福祉課)

(2) 講じた措置の内容

ア 生活保護費返還金について、生活保護受給者に対する制度説明の徹底により、過払い金発生を防

止や返還金発生時の早期対応等に努めている。また、生活保護担当職員と債権管理担当職員との連携による納付指導の実施など、生活保護費返還金等債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和5年度において、2,938,000円を回収するとともに、32,273,545円に相当する債権について履行の延期を承認し、30,080,796円を不納欠損金として整理した。このほか、債権管理適正化調査員を北部福祉事務所に1人、中部及び南部福祉事務所に各2人配置し、債権管理の取組を強化している。

イ 母子父子寡婦福祉資金貸付金元利収入について、制度の周知徹底等により新たな債権の発生を防ぐとともに、督促状の送付や分割納付への移行等により徴収に努めている。また、沖縄県母子父子寡婦福祉資金貸付金未収金債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和5年度において、12,052,943円を回収するとともに、2,568,745円を不納欠損金として整理した。

ウ 児童福祉施設負担金について、納入義務者の面談時に負担額についての説明を行い、制度の理解及び納入への意識付けを行い、未収金の発生予防に取り組んだ。また、引き続き滞納整理強化月間の設定等により債権回収に努め、令和5年度において、895,960円を回収した。

エ 心身障害者扶養共済事業負担金について、新規加入を希望される方に対して本制度の趣旨等を丁寧に説明するとともに、滞納に対する注意喚起も併せて行うほか、口座振替による納付を促し、新たな収入未済の発生防止に努めている。また、沖縄県心身障害者扶養共済制度債権管理マニュアルに基づく債権管理を推進した結果、令和5年度において、92,600円を回収した。

2 備品貸付けの手續が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

委託事業者が使用する県有備品について、貸付けの手續がなされていないものがあった。

(青少年・子ども家庭課)

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手續を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【保健医療部】

1 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

収納の実態が無いにもかかわらず、証紙収納簿に記載されているものがあった。(衛生業務課)

(2) 講じた措置の内容

証紙収納簿の訂正を行った。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則(昭和48年沖縄県規則第13号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 給与等が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

会計年度任用職員延べ13人の休日勤務手当相当分の報酬について、合計318,536円の不足払いとなっていた。(中部保健所)

(2) 講じた措置の内容

休日勤務手当相当分の報酬の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 地方自治法等で定める手續を経ることなく、会計年度をまたいで事業を実施していたもの

(1) 指摘の内容

年度内に完了できなかった委託業務について、年度内完了分の精算処理又は繰越手續を行わず、会計年度をまたいで事業を実施しているものがあった。(感染症医療確保課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、地方自治法(昭和22年法律第67号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

無償修理が可能なリース期間内に車両の修繕を行わなかったため、修繕料を支払っていた。

(感染症医療確保課、ワクチン・検査推進課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県自動車等管理規程（昭和48年沖縄県訓令第3号）等に基づく適正な管理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 議会の議決が必要な財産の取得について議会の議決を経ていなかったもの

(1) 指摘の内容

予定価格が7,000万円以上の財産の取得は議会の議決が必要であるが、議会の議決を経ずに取得しているものがあった。（ワクチン・検査推進課）

(2) 講じた措置の内容

財産の取得に係る契約を有効に成立させるため、議会の議決を得た。指摘後、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年沖縄県条例第13号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 公有財産の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

行政財産である土地について、地役権の設定に係る使用許可を行わずに土地を使用させていたため、本来受けることができた使用料が得られていなかった。（南部保健所）

(2) 講じた措置の内容

過去5年分の使用料相当額を徴収した。指摘後、公有財産規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 備品貸付けの手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

県有備品（取得価格8,416,046円）について、関連団体への貸付けの手続がなされていないものがあった。（国民健康保険課）

(2) 講じた措置の内容

備品の貸付けの手続を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 動物台帳が整備されていなかったもの

(1) 指摘の内容

飼育するハブ等について、動物台帳が整備されていなかった。（衛生環境研究所）

(2) 講じた措置の内容

動物台帳の整備を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【農林水産部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
ア 農業改良資金				
貸付金元利収入	232,894,176円	94.0%	△6.0%	（農政経済課）
イ 沿岸漁業改善資金				
貸付金元利収入	30,692,329円	95.9%	△4.1%	（水産課）

(2) 講じた措置の内容

ア 農業改良資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和5年度において、15,768,059円を回収した。

イ 沿岸漁業改善資金貸付金元利収入について、滞納者及び連帯保証人に対して分割償還の指導や催告を行うとともに、債権回収会社を活用するなど回収強化に努めた結果、令和5年度において、4,490,000円（違約金を含む。）を回収した。

2 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

漁港使用料について沖縄県漁港管理条例（昭和50年沖縄県条例第33号）に基づき前納しなければな

らないが、大幅に遅れて収納しているものがあつた。(宮古農林水産振興センター農林水産整備課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県漁港管理条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 支出事務が適正でなかつたもの

(1) 指摘の内容

ア 消耗品の購入に係る過年度支出について、検査調書の記載内容が不適正であるほか、一部費用については職員の私費による支払が行われているものがあつた。(農業大学校)

イ 委託契約書において、委託料の請求及び支払は1か月ごとに行うこととなっているが、数箇月分まとめて支払を行っているものがあつた。(農業研究センター宮古島支所)

(2) 講じた措置の内容

ア 職員への返還及び相手方への支給の処理を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 給与等が不足払いとなつていたもの

(1) 指摘の内容

報酬等について、支給要件の調査、確認が十分でなかつたため、不足払いとなつているものが次のとおりあつた。

ア 会計年度任用職員の通勤手当相当分の費用弁償の支給に当たつて、支給要件の適用を誤つたため、52,836円の不足払いとなつているものがあつた。(農林水産総務課)

イ 会計年度任用職員の休日勤務手当相当分の報酬の支給に当たつて、320,812円の不足払いとなつているものがあつた。(病害虫防除技術センター)

(2) 講じた措置の内容

通勤費用相当分の費用弁償、休日勤務手当相当分の報酬の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 資金前渡による支出事務が適正でなかつたもの

(1) 指摘の内容

電気料の支出において、沖縄県財務規則に規定されていない者に資金前渡ししており、私費による振込手数料の支払が行われているものがあつた。(農業研究センター)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 積算誤りにより過大な額で契約を締結してつたもの

(1) 指摘の内容

建設工事の積算において、直接人件費を二重に計上したため、過大な額で契約を締結してつたものがあつた。(北部農林水産振興センター森林整備保全課)

(2) 講じた措置の内容

適正な契約額とするため、設計額を訂正し、変更契約を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 備品台帳の管理が適正でなかつたもの

(1) 指摘の内容

農業研究センター名護支所改築工事で整備した音響設備について、備品台帳への登録が行われていなかった。(農業研究センター名護支所)

(2) 講じた措置の内容

備品台帳への登記を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 物品の処分手続が適正でなかつたもの

(1) 指摘の内容

実験台等6件の備品(台帳価格合計1,918,000円)の処分に当たって、物品処分伺をしていなかった。
(中央家畜保健衛生所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

9 生産物台帳が整備されていなかったもの

(1) 指摘の内容

果樹類、花き類、野菜類等の生産物について、生産物台帳が整備されていなかった。
(農業大学校)

(2) 講じた措置の内容

生産物台帳の整備を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【商工労働部】

1 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
ア 小規模企業者等設備導入資金				
貸付金元利収入	2,209,255,111円	85.9%	△13.7%	(中小企業支援課)
イ 建物明渡訴訟に係る損害金				
	74,804,994円	100.0%	104.8%	(企業立地推進課)
ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区				
損害金等	49,987,440円	28.7%	0.0%	(企業立地推進課)

(2) 講じた措置の内容

ア 小規模企業者等設備導入資金貸付金元利収入について、債権管理マニュアル(中小企業設備近代化資金及び中小企業高度化資金)に基づき、貸付先の実態に即した債権管理を行うとともに、一部の債権について債権回収会社へ委託し、回収を強化した結果、令和5年度において73,572,581円を回収した。

イ 建物明渡訴訟に係る損害金について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、債務者に対する財産調査等を実施しており、引き続き債権回収に向けた取組を行う。

ウ 沖縄国際物流拠点産業集積地域那覇地区損害金等について、国際物流拠点産業集積地域内施設使用料等債権回収マニュアルに基づき、引き続き債権回収に向けた取組を行うとともに、令和5年度において、10,711,155円を不納欠損金として整理した。

2 契約書の内容が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約書の契約保証金を免除する法令等の条項を契約者との協議や適正な決裁手続を行わずに加筆しているものがあった。
(浦添職業能力開発校)

(2) 講じた措置の内容

契約者と協議を行い、契約書の一部を変更した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【文化観光スポーツ部】

1 契約保証金に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

契約保証金について、契約履行後に納入通知書を発行し、受け入れているものがあった。
(観光振興課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 証拠書類を紛失していたもの

(1) 指摘の内容

行政財産使用料に係る調定調書を紛失しているものがあった。

(文化振興課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【土木建築部】

1 一部の特別会計の財政運営が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

一部の特別会計において、歳入決算見込額の算定に誤りがあったため、歳入が歳出に不足する事態となり、出納整理期間中は収支実績の確認が不十分であったため、当該事態を覚知せず、出納整理期間内に繰上充用が行われなかった。この結果、令和5年10月知事の専決処分により繰上充用を行っていた。

(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

繰上充用に要する経費を予算補正するため専決処分をした。指摘後、地方自治法等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 徴収努力や適切な債権管理に努める必要があるもの

(1) 指摘の内容

次のとおり収入未済額が多額となっているものがあった。

	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増減率	
ア 県営住宅使用料	410,342,380円	7.6%	△7.5%	(住宅課)
イ 県営住宅駐車場使用料	31,764,777円	9.6%	0.3%	(住宅課)

(2) 講じた措置の内容

ア 県営住宅使用料について、滞納者への督促、滞納初期段階からの団地訪問、社会福祉士を交えた事情聴取などの取組を通して納付意識の喚起を図った結果、令和5年度において、43,627,086円を回収するとともに、21,001,796円を不納欠損金として整理した。なお、支払に応じない滞納者については、訴えの提起を行っている。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

イ 県営住宅駐車場使用料について、団地訪問、車両変更等諸手続の際の現入居滞納者への納付指示の徹底、督促等取組の強化に努めた結果、令和5年度において、5,200,283円を回収するとともに、397,099円を不納欠損金として整理した。また、退去滞納者に係る回収困難な債権については、債権回収会社へ委託し、徴収の強化及び適切な債権管理に努めている。

3 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

納入期限到来後21日以上経過している港湾施設使用料（宜野湾港マリーナ）について、督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。

(中部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

令和4年度に港湾施設の使用を許可した者に対する港湾施設使用料は、全て納入された。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 国庫補助事業について国との必要な手続が漏れていたもの

(1) 指摘の内容

港湾改修費に係る国庫補助金の受入に必要国庫債務負担行為の設定や補助金交付申請の手続を行わずに事業を実施したため、本来受けることができた国庫補助金の受入ができなくなっていた。

(港湾課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 証紙収納に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

屋外広告物変更許可申請書に誤って添付された収入証紙に消印処理を行った後、職員が別の屋外広告物許可申請書に再貼付し、処理しているものがあつた。(南部土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県証紙条例施行規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 繰越明許費に係る補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除していたもの

(1) 指摘の内容

繰越明許費に係る補正予算の議会議決を経てから契約を締結する必要がある土質調査業務委託について、補正予算成立前に契約を締結したため、契約を解除しているものがあつた。

(宮古土木事務所)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともにチェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 車両損傷事故に関する和解等について議会の議決を経ていなかったもの

(1) 指摘の内容

地方自治法に基づき和解及び損害賠償の額を定める場合は、議会の議決が必要であるが、車両損傷事故に関する和解等について、議会の議決を経ていなかった。(道路管理課)

(2) 講じた措置の内容

過去に道路賠償責任保険により損害賠償金を支払ってきた道路の管理の瑕疵に起因する事故等の和解を有効に成立させ、及び損害賠償の額を定めるため、議会の議決を得た。指摘後、地方自治法等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【出納事務局】

1 支出命令審査時の支出負担行為の確認が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

議会の議決が必要な7,000万円以上の財産の取得に係る支出命令の審査に際して、議会の議決の有無について、支出負担行為に係る確認が不十分であつたため、議会の議決を経ずに支払が行われているものがあつた。(会計課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、地方自治法等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【病院事業局】

1 予算執行何に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

予算執行何の執行予定額を上回る支出をしているものがあつた。(北部病院、中部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図つた。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 医業未収金の徴収に努力を要するもの

(1) 指摘の内容

令和4年度末における医業未収金(個人負担分)は、前年度末より70,423,235円(4.4%)増加し1,669,634,449円となつていた。(病院事業経営課、各県立病院)

(2) 講じた措置の内容

未収金発生未然防止対策として、保険証や連絡先の確認徹底、各種公的負担制度の案内等に取り組んでいる。未収金回収強化については、文書や電話督促、弁護士事務所への回収業務委託等、未収金の縮減に努め、令和5年度において、405,949,106円を回収するとともに、18,161,696円を不納欠損金として整理した。

3 調定に係る事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

行政財産の使用許可に係る使用料の調定について、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあつた。(宮古病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局事務決裁規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第6号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 督促状の発行に関する事務手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

督促状の発行について、決裁を受けずに処理されているものがあつた。

（南部医療センター・こども医療センター、八重山病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局事務決裁規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 不納欠損に係る事務手続が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

個人負担分医業未収金に係る不納欠損処分について、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあつた。（北部病院、中部病院、南部医療センター・こども医療センター、宮古病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局事務決裁規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

ア 委託契約書において、委託料の請求及び支払は1か月ごとに行うこととなっているが、数箇月分まとめて請求書を受領し、支払を行っているものがあつた。（中部病院）

イ 請負契約における支払で、決裁権者の決裁を受けずに処理されているものがあつた。

（南部医療センター・こども医療センター）

(2) 講じた措置の内容

ア 契約者と協議を行い、契約内容を変更し、請求及び支払を1か月毎から6か月毎とした。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局事務決裁規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

7 給与等が不足払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

再任用職員に係る通勤手当の支給に当たって、支給要件の適用を誤ったため、169,200円の不足払いとなっていた。（病院事業総務課）

(2) 講じた措置の内容

通勤手当の不足分について、支給の処理を行った。指摘後、沖縄県病院事業局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年沖縄県条例第21号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

8 不経済な支出を行っていたもの

(1) 指摘の内容

リース期間内における車両の故障・事故修理に係る費用は、リース料金に含まれているにもかかわらず、リース料金とは別に修繕料22,990円を支払っているものがあつた。（北部病院）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

9 政令で認められていない理由で随意契約を締結し、公示を行っていたもの

(1) 指摘の内容

政府調達に関する協定（WTO協定）に基づき行われる特定調達契約については、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に基づき、随意契約とすることができる理由が定められているが、病院総務システムの調達においては、政令で認められて

いない理由により、随意契約を締結し、その公示を行っていた。(病院事業総務課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

10 契約書を作成していなかったもの

(1) 指摘の内容

単価契約については、契約書の作成が必要であるが、作成されていないものがあった。

(病院事業総務課)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

11 契約書の内容が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

医業未収金回収業務委託契約において、契約書に成功報酬以外に実費を負担することについて明記されていなかった。(北部病院、宮古病院、八重山病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局財務規程等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

12 公印の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

諸証明書無料交付申請書について、決裁を受けずに、また、公印審査を経ないまま公印が使用され、文書が作成されているものがあった。(中部病院)

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、沖縄県病院事業局事務決裁規程、沖縄県病院事業局公印規程(平成18年沖縄県病院事業局管理規程第10号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

【教育庁】

1 督促状を発行していなかったもの

(1) 指摘の内容

給料、通勤手当等の過払いによる返納について、納入期限到来後3か月以上督促状が発行されず、滞納整理票も作成されていないものがあった。(中頭教育事務所)

(2) 講じた措置の内容

督促状を発行するとともに滞納整理票を作成した。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 支出事務が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

外部講師への費用弁償について、所得税を源泉徴収せずに支払っているものがあった。

(県立学校教育課)

(2) 講じた措置の内容

外部講師から所得税相当額を返納させ、税務署へ納付した。指摘後、所得税法(昭和40年法律第33号)等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

3 給与等が過払いとなっていたもの

(1) 指摘の内容

職員手当について、支給要件の調査、確認が十分でなかったため、過払いとなっているものが次のとおりあった。

ア 1か月間勤務実績が無い職員の管理職手当の支給に当たって、158,800円の過払いとなっていた。(沖縄工業高等学校)

イ 臨時的任用職員の期末手当及び勤勉手当の支給に当たって、除算期間を誤ったため、93,284円の過払いとなっていた。(西崎特別支援学校)

(2) 講じた措置の内容

管理職手当、期末手当及び勤勉手当の過払い分について、返納の処理を行った。指摘後、沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

4 備品台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

タブレット端末（22台）の取得金額について、購入総額によりそれぞれ登記していた。

（豊見城南高等学校）

(2) 講じた措置の内容

備品台帳の取得価格の訂正を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

5 生産物台帳の管理が適正でなかったもの

(1) 指摘の内容

牛・豚の頭数と生産物台帳の頭数が一致していなかった。

（八重山農林高等学校）

(2) 講じた措置の内容

生産物台帳の訂正を行った。指摘後、沖縄県財務規則等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

6 私費会計（入寮費、食材費）の決算を実施していなかったもの

(1) 指摘の内容

寮生から徴収している私費（入寮費及び食材費）について、令和2年度及び令和3年度の決算及び保護者への報告を実施していなかった。

（離島児童生徒支援センター）

(2) 講じた措置の内容

決算報告書を作成し、所管課の監査を受け保護者へ決算報告書を送付した。指摘後、私費会計マニュアルに基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

<工事等に関する事項>

（令和4年度監査結果報告分）

1 設計・施工・検査等で改善を要するもの

(1) 指摘の内容

県立農業大学校移転準備工事（R3-2）において、当初設計に、赤土等流出防止施設の計上が漏れていたことの確認不足や、掘削土が利用困難な土質であったことから土砂運搬先を変更したため運搬距離が増加したことなどにより、変更後の契約金額が当初の157.8%増となっていた。今後は適正な設計となるよう確認等を十分に行い、工事を発注する必要がある。

（北部農林水産振興センター農業水産整備課）

(2) 講じた措置の内容

指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、設計業務の受託者への配布資料に照査に関する項目を追記するとともに、照査報告書の記載内容を改善することによりチェック体制を整備し、適切な運用を図っている。

2 安全・安心への配慮が必要なもの

(1) 指摘の内容

ア 比屋根（2）急傾斜地災害復旧工事（令和3年災4号）において、削孔液を使用せずに空堀によりH鋼杭打設を施工していたが、削孔液を使用しない施工は、孔壁が保持されることを計算書で確認して行うべきで、今後は工法の安全性の確認を徹底する必要がある。

（中部土木事務所）

イ 数久田緊急予防治山工事において、施工計画書に荒天時の留意点や工事中止基準が示されていない。今後は受注者に施工計画書への記載を指導する必要がある。

（北部農林水産振興センター森林整備保全課）

(2) 講じた措置の内容

ア 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、同種の工事を行う際には、削孔液を使用しなくても孔壁が保持されることを確認できた場合を除き、削孔液を注水しながら孔壁を保護する工法で行うこととした。また、H鋼杭打設等の安全管理について、今後発注予定工事の施工計画書において確認できるよう詳細に記載させることとした。

イ 指摘の内容について周知徹底を図った。指摘後、作業中止基準の設定について特記仕様書を変更し、今後発注予定工事の施工計画書に作業中止基準の記載を指導することとした。

第2 財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

(平成30年度監査結果報告分)

1 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

住宅情報センター株式会社（県営住宅：宮古・八重山地区）では、消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施していなかった。

(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

住宅情報センター株式会社に対し、文書により消防法に基づく防火管理者及び消防計画の届出並びに消防訓練を実施するよう指導した。同社では、防火管理者及び消防計画の届出を行い、令和5年度は宮古地区・八重山地区の全ての県営住宅で消防訓練を実施した。

(令和3年度監査結果報告分)

1 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体（与那原マリーナ）では、県から貸与を受けている物品について、基本協定書第26条に基づく台帳を整備していなかった。

また、県においては、貸与している物品のうち備品に該当するものを備品台帳に登録していなかった。

(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体に対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同企業体では、基本協定書第26条に基づく台帳を整備し、県においては、令和5年9月に未登記備品について備品台帳への登記を行った。

(令和4年度監査結果報告分)

1 会計事務に改善を要するもの

(1) 指摘の内容

ア 那覇空港貨物ターミナル株式会社では、平成26年5月から令和4年5月までの株主配当金に係る源泉徴収事務に誤りがあり、非課税団体への株主配当金から所得税を14,886,180円源泉徴収していた。

(商工労働部所管)

イ 公立大学法人沖縄県立芸術大学では、各手当の認定について、決裁を経ていなかった。

(文化観光スポーツ部所管)

ウ 久米島空港ターミナルビル株式会社では、扶養手当の支給に当たって、加算分の算定を漏らしたため、96,000円の不足払いとなっているものがあつた。

(土木建築部所管)

(2) 講じた措置の内容

ア 那覇空港貨物ターミナル株式会社に対し、非課税団体への株主配当金に係る源泉徴収の誤徴収について適正に処理するよう指導した。同社では、令和4年8月に誤徴収分の株主配当金14,886,180円の支払を行った。指摘後、所得税法等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

イ 公立大学法人沖縄県立芸術大学に対し、同法人の規程に基づき適正に処理するよう指導した。同法人では、各手当の認定について決裁処理を行った。指摘後、同法人の規程に基づき適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

ウ 久米島空港ターミナルビル株式会社に対し、同社の規程に基づき適正に処理するよう指導した。同社では、手当の支給漏れ分について、支給の処理を行った。指摘後、同社の規程に基づき適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。

2 公の施設の管理に関するもの

(1) 指摘の内容

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

(7) 株式会社沖縄ダイケン（てだこ浦西駅パークアンドライド駐車場）では、勤務する職員が、令和5年3月から6月にかけて、利用者から受領した定期利用料39,400円（10件）を着服していた。（土木建築部所管）

(4) 奥武山パークマネジメント（沖縄県立奥武山総合運動場）では、基本協定書第27条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。（文化観光スポーツ部所管）

(7) 株式会社トラステック（沖縄県総合運動公園）では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、指定管理料で購入した備品について、同条で定める備品台帳への登録がなされていなかった。（土木建築部所管）

(5) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー（海軍壕公園）では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、経年劣化等により使用できないものがあつたほか、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。

また、指定管理料で購入した備品について、同条で定める備品台帳が作成されていなかった。（土木建築部所管）

(7) 沖縄県緑化種苗協同組合（バナナ公園）では、基本協定書第24条により県から無償貸与されている備品について、県及び指定管理団体とも、貸与備品一覧と照合していないものがあつた。（土木建築部所管）

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

沖縄県都市公園条例（昭和52年沖縄県条例第41号）第25条第4項の規定に基づき、県は利用料金を承認したときは、その旨告示することとなっているが、沖縄県総合運動公園、海軍壕公園、名護中央公園、浦添大公園、中城公園及びバナナ公園について当該告示がなされていなかった。

（土木建築部所管）

(2) 講じた措置の内容

ア 公の施設の管理に改善を要するもの

(7) 株式会社沖縄ダイケンに対し、令和5年11月、文書発出により嚴重注意の上、再発防止の徹底を求めた。同社では、レジシステムの導入及び複数名での勤務体制とするなど現金管理体制を強化し、再発防止に努めている。

(4) 奥武山パークマネジメントに対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同団体及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、周知徹底を図り、再発防止に努めている。

(7) 株式会社トラステックに対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同社及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、周知徹底を図り、再発防止に努めている。同社では、基本協定書第24条に基づく台帳への登録を行った。県においては、経年劣化により使用できない貸与備品については、令和6年度予算で廃棄に係る費用を計上し、処分する予定である。

(5) 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューローに対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同法人及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、周知徹底を図り、再発防止に努めている。同法人では、基本協定書第24条に基づく台帳を作成した。県においては、経年劣化により使用できない貸与備品については、令和6年度予算で廃棄に係る費用を計上し、処分する予定である。

(7) 沖縄県緑化種苗協同組合に対し、基本協定書に基づき、貸与備品を適正に管理するよう指導した。同組合及び県では、貸与備品と貸与備品一覧の照合を行うとともに、周知徹底を図り、再発防止に努めている。

イ 公の施設の管理に係る手続に改善を要するもの

県では、指摘の内容について周知徹底を図った。また、指定管理者の指定に係る手続概要等に基づく適正な事務処理に努めるとともに、チェック体制の整備等適切な運用を図っている。なお、沖縄県総合運動公園及び中城公園は令和5年12月、海軍壕公園、名護中央公園、浦添大公園及びバナナ公園については令和6年3月に告示を行った。

第3 行政監査の結果に基づき講じた措置

(令和5年度監査結果報告分)

1 施設の管理について

(1) 指摘の内容

ア 建築基準法第12条第2項に基づく点検について

建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第2項の規定に基づき、特定建築物の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員による当該特定建築物の敷地及び構造について、損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「建築物点検」という。）を実施しなければならないが、建築物点検を実施していない施設が74施設あった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、建築物点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

イ 建築基準法第12条第4項に基づく点検について

建築基準法第12条第4項の規定に基づき、特定建築設備等の所有者又は管理者である都道府県の機関の長は、一級建築士若しくは二級建築士又は建築設備等検査員による特定建築設備等の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検（以下「設備点検」という。）を実施しなければならないが、設備点検を実施していない施設が70施設あった。

地方公共団体として、法令を遵守すべきであることに加え、建築基準法の趣旨や、自主点検の実施状況、県有施設における重大事故の発生、建築行政を執行する特定行政庁としての責任等も踏まえ、設備点検を実施していない施設管理者等においては、速やかに点検を実施していただきたい。

(2) 講じた措置の内容

ア 建築物点検を実施していない施設74施設のうち、指摘後、54施設は建築物点検を実施している。

また、1施設については、老朽化により安全性の確保が難しく、今後の利用が困難であるため、行政財産用途廃止の手続を行っている。

イ 設備点検を実施していない70施設のうち、指摘後、50施設は設備点検を実施している。

また、1施設については、老朽化により安全性の確保が難しく、今後の利用が困難であるため、行政財産用途廃止の手続を行っている。